

# 遠賀霊園使用諸手続一覧表

手続きの種類	必要書類	説明
<b>1. 墓所使用許可申請</b>		
①使用許可申請	墓所使用許可申請書 (1号様式)	認印が必要です。
	住民票	本籍、続柄の記載されたもの。
<b>2. 墓石建立</b>		
①土地の一時利用	一時利用許可申請書 (14号様式)	利用料が必要です。
	利用場所位置図	
②工事の着工	工事着手届(16号様式)	
	設計図書	
③工事の完成	工事完成届(17号様式)	
<b>3. 埋葬(改葬)許可</b>		
①埋葬許可	遠賀霊園使用許可証	
	埋火葬証明証	火葬場で交付される証明書です。
②改葬許可	遠賀霊園使用許可証	
	改葬許可証	遺骨のある市町村役場で発行される証明です。 請求方法は、その市町村役場にお訊ねください。 1 「遺骨のある市町村役場」で申請書を受取る。 2 申請書に「寺院・墓地等の管理者」の証明をもらう。 3 上記2の申請書に「遺骨のある市町村役場」で証明してもらう。
③親族外埋葬許可	遠賀霊園使用許可証	
	親族外埋葬届(13号様式)	認印が必要です。
	埋火葬証明証	火葬場で交付される証明書です。
④遺髪等の埋葬	戸籍謄本	埋葬者の戸籍謄本
	遠賀霊園使用許可証 遺髪埋葬届(5号様式)	認印が必要です。
<b>4. 住所等変更</b>		
①住所(本籍)変更	遠賀霊園使用許可証	
	住所等変更届(6号様式)	認印及び手数料(500円)が必要です。
	住民票	本籍の記載されたもの。 (変更の確認できるもの)
②氏名変更	遠賀霊園使用許可証	
	住所等変更届(6号様式)	認印及び手数料(500円)が必要です。
	住民票	本籍の記載されたもの。
	戸籍謄本(抄本)	変更の確認できるものが必要です。
<b>5. 使用許可証再交付</b>		
①再交付	再交付申請書(9号様式)	認印及び手数料(500円)が必要です。
	住民票	本籍の記載されたもの
<b>6. 承継使用</b>		
①承継使用	遠賀霊園使用許可証	
	承継使用申請書(7号様式)	認印及び手数料(500円)が必要です。
	戸籍謄本	現使用者との続柄(相続人または親族若しくは縁故者等)を明らかにする書類
	住民票	本籍、続柄の記載されたもの。
<b>7. 墓所返還</b>		
①墓所返還申請	遠賀霊園使用許可証	
	使用場所返還届(8号様式)	認印が必要です。
	使用料等還付請求書 (12号様式)	還付が発生する場合に必要です。